

# 平成29年度助成金のご案内

## 「両立支援等助成金」

※生産性要件を満たした事業主は<>の額を支給。下線部は拡充部分。

### 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給する。

①取組かつ1人目の育児取得	中小企業 57万円<72万円> 中小企業以外 28.5万円<36万円>
②2人目以降の育児取得	14.25万円<18万円>

※過去3年以内に男性の育児休業取得者がいない事業主が対象  
※①②は1企業当たり1年度につき1人まで

### 女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給する。

【助成額】 ※（ ）は大企業

	【加速化Aコース】※取組目標達成時	【加速化Nコース】※数値目標達成時	
		基準値以上の女性管理職比率の基準値を達成した場合	
生産性要件達成	36万円(-)	36万円(-)	60万円(36万円)
生産性要件未達成	28.5万円(-)	28.5万円(-)	47.5万円(28.5万円)

### 再雇用者評価処遇コース（新規）

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給する。

	中小企業		中小企業以外	
	継続雇用6ヶ月後	継続雇用1年後	継続雇用6ヶ月後	継続雇用1年後
①再雇用者1人目	19万円<24万円>	19万円<24万円>	14.25万円<18万円>	14.25万円<18万円>
②再雇用者2~5人目	14.25万円<18万円>	14.25万円<18万円>	9.5万円<12万円>	9.5万円<12万円>

## 「職場意識改善助成金」

労働時間等の設定改善に取り組む中小企業事業主を支援する。

- 勤務間インターバルコース 【支給額上限:50万円】  
:雇用する労働者の過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主に対し、その実施に要した費用の一部を助成
- 職場環境改善コース 【支給額上限:100万円】  
:雇用する労働者の所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る中小企業事業主に対し、その実施に要した費用の一部を助成
- 所定労働時間短縮コース 【支給額上限:50万円】  
労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている特例措置対象事業場で、かつ所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主に対し、週所定労働時間を2時間以上短縮し、週40時間以下とする措置の実施に要した費用の4分の3を助成
- 時間外労働上限設定コース 【支給額上限:50万円】  
:労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間(特別条項)を短縮して、限度基準以下の上限設定に取り組む中小企業事業主に対し、その実施に要した費用の一部を助成
- テレワークコース 【支給額上限:150万円】  
テレワークを新規で導入する中小企業事業主に対し、その実施に要した費用の一部を助成

【問い合わせ先】 宮崎労働局雇用環境・均等室  
宮崎市橋通東3丁目1番22号  
Tel.0985-38-8821

## 介護離職防止支援コース

仕事と介護の両立に関する職場環境整備に取り組むとともに、介護に直面する労働者の「介護支援プラン」を策定及び導入した事業主に支給する。

- ①対象労働者が介護休業を1ヶ月以上取得し、復帰した場合
- ②対象労働者が介護のための勤務制限制度（所定外労働の制限、時差出勤、深夜業制限、短時間勤務のうちいずれか）を3ヶ月以上利用した場合

	中小企業	中小企業以外
①介護休業	57万円<72万円>	38万円<48万円>
②介護制度	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※①②とも1企業2人まで支給（無期雇用者1人、有期雇用者1人）

## 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った中小企業事業主に支給する。

- ①育休取得時 ②職場復帰時  
「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合

<職場支援加算>（拡充）育休取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに残業抑制のための業務見直しなどの職場支援の取組をした場合

- ③代替要員確保時  
育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合  
<有期契約労働者加算> 育児休業取得者が有期契約労働者の場合

①育休取得時	28.5万円<36万円>	
②職場復帰時	28.5万円<36万円>	職場支援加算19万円<24万円>
③代替要員確保時(1人あたり)	47.5万円<60万円>	有期労働者加算9.5万円<12万円>

※①②は1企業2回まで（無期雇用者、有期雇用者）支給 ③は一企業あたり1年度10人まで支給。

## 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	※別途定める生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

## 受動喫煙防止対策助成金

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

助成対象経費	助成率	上限額
喫煙室の設置になどにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円